強度行動障害支援者養成研修(実践研修)に関するQ&A

1 受講要件について

- **間1** 障害福祉サービスに係る報酬加算の要件を満たしていないと、研修の申込みはできないか。
 - (答) 令和5年度東京都強度行動障害支援者養成研修(実践研修)募集要項(以下「募集要項」という。)2の「研修対象者」の要件を満たしている方であれば、申込できます。加算の請求や届出の有無は申込み要件ではありません。
- **間2** 今年度の基礎研修について受講決定の通知が届いているが、実践研修についても 今年度に申込みできるか。
- (答) 基礎研修の受講決定がされていれば、研修修了予定として申込みできます。基礎 研修修了以降の日程を選択して申込んでください。実践研修の申込みは基礎研修と は別に申込みが必要です。

間3 都外施設の職員は対象外か

- (答) 原則は対象外です。募集要項2「研修対象者」で都内の事業所に従事している方を対象としています。
- 間4 4日間の日程のうち、1日のみの受講は可能か。
- (答)受講できません。募集要項2「研修対象者」で「研修の全過程に参加可能な方」 を対象としています。
- **問5** 基礎研修を受講していないサービス管理責任者は実践研修の申込みができるか。
- (答) 申込みできません。基礎研修の修了していること(修了見込みを含む。)が申込 みの要件です。
- 問6 他県で実施された強度行動障害支援者養成研修の基礎研修を修了しているが、 東京都の実践研修は受講できるか。
 - (答) 他県で実施された基礎研修が「厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修 の基礎研修」であれば、実践研修を申込みできます。修了証書にその旨が記載され ていますので確認してください。

2 申込方法について

- **問7** 同一法人内の事業所は、まとめて申込みを行ってもよいか。
- (答) 申込フォームへの入力は、事業所ごとに作成してください。1人の研修担当者が 複数の事業所分の入力をすることは可能です。
- 間8 申込フォームへのアクセスパスワードがわからない。
- (答) 東京都福祉保健局から送付している周知メール本文に記載(郵送で募集要項を送付している事業所には要項類に同封)していますので、確認してください。
- **間9** 強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了証書や基礎研修受講決定通知のコピーをどのようにウェブ申込みフォームにのせればいいのか。
- (答) 基礎研修修了証書の場合には、修了証書をスキャンや写真にとり、1MB以下の画像データ (jpeg、gif、PDF等) にして、申込フォームにアップロードしてください。基礎研修受講決定通知も同様に行ってください。
- 間10 第1期の講義と第2期の演習を組み合わせて申込みすることは可能か。
- (答) 開催時期が異なる日程を組み合わせて受講することはできません。例えば、第1期の講義を受講する場合、演習は1A、1B又は1Cの日程を選択してください。

3 受講者推薦書の記載内容について

- **間11** 事業所からの推薦人数が10人以上になる場合はどうしたらよいか。推薦人数に制限はあるか。
 - (答) 電話にてお問い合わせください。
- **問12** 複数のサービスで指定を受けている事業所の場合、事業種別はどのように記入 したらよいか。
- (答) 該当するサービス種別のすべてをチェックしてください。
- 問13 「同一事業所内での強度行動障害支援者養成研修(実践研修)必要修了者数」 は何を記載すればよいか。
- (答) 令和5年4月1日時点における加算項目の届出を基に報酬加算の請求に最低限必要な修了者数を記入してください。算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の

留意事項について」(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について(障発 0330 第 4 号平成 30 年 3 月 30 日付)」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)の一部改正について(障発 0330 第 5 号 平成 30 年 3 月 30 日付)」を参照してください。

間14 「加算対象利用者数」とは何か。

- (答)募集要項の1ページ目に「強度行動障害を有する者(児)とは(目安)」のとおり、厚生労働省から判定基準が示されています。具体的には、区市町村が判定して、対象者であればその旨が受給者証に記載されていますので、確認してください。加算の届出予定がない場合は、加算対象利用者数を算出する必要はありません。
- 間15 事業者の推薦のない個人の申込みはできないか。
- (答) 本年度については、個人からの申込みは受けていません。
- **間16** 既に申込フォームに登録した後、さらに受講させたい職員を追加したい場合は 追加で入力できるか。
- (答)職員を追加したい場合は、申込み登録後に自動送信される受付確認メール本文の中にある「詳細はこちら」のアドレスをクリックして、受講者を追加してください。
- **間17** 既に申込フォームに登録した後、入力内容を修正したい部分がある場合はどのようにしたらよいか。
 - (答)入力内容を修正する場合は、申込み登録後に自動送信される受付確認メール本文 の中にある「詳細はこちら」のアドレスをクリックして、申込内容を修正してくだ さい。

4 申込書の記載内容について

- **問18** 希望する日程を第3希望まで記入することになっているが、希望する日程が1 つしかない場合でも第3希望まで記入が必要か。
- (答)希望する日程が1つのみの場合は第3希望まで記入する必要はありませんが、記入された日程以外でコース決定する場合があります。
- 間19 申込フォームにきちんと登録されたか、確認したい。
- (答)申込フォームに登録すると、研修担当者へ受付確認メールが送付されます。受付確認メール本文の中にある「詳細はこちら」のアドレスをクリックすると、入力した申込フォームが表示され、内容を確認することができます。

5 受講決定について

- 間20 受講決定通知はいつ頃送付されるか。
 - (答) 令和5年8月上旬頃の発送を予定しています。

6 行動援護従事者養成研修との関係について

- 間21 強度行動障害支援者養成研修と行動援護従事者養成研修の違いは何か。
 - (答)強度行動障害支援者養成研修は、主に施設に従事する方を対象とした研修内容となっているのに対し、行動援護従事者養成研修は居宅系のサービスに従事する方が対象となっています。居宅系のサービスに従事する方は、行動援護従事者養成研修を受講することをお勧めします。この研修の開催状況については、東京都福祉保健局の下記ホームページで確認できます。

※東京都福祉保健局「2 障害者居宅介護従業者基礎研修等 開講日程の御案内」 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/seifuku/chiiki/oshirase/kyotaku.html

- 間22 行動援護の従事要件になっている研修内容はなにか。
- (答) 行動援護従事者養成研修修了もしくは強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及 び実践研修の修了です。

7 オンラインによる開催について

- 間23 オンライン研修の受講に必要なものは何か。
 - (答)受講の際には、受講者ごとにインターネットに接続可能なパソコンを用意してください。演習の際にはタブレット・スマートフォンは処理能力が劣り研修の進行に支障が出ますので、お避け下さい。パソコン以外のデバイス(端末)で受講される場合は不具合のお問合せは対応できません。オンライン受講に必要は推奨環境等については、別紙3「オンライン受講で推奨するシステム要件」をご確認ください。
- **間24** 自宅にパソコン等のオンライン講義の視聴環境がない場合、受講できないか。
 - (答) オンライン講義の視聴に必要な環境及び視聴時間は、受講者を推薦する事業所が 責任をもって確保してください。
- 間25 オンライン会議システムを利用したことがないので少し不安です。
- (答) 一部の演習については Zoomを使用して実施する予定です。操作に特別な知識等は不要です。受講決定者には、事前に初期設定等や参加方法に関するガイドを配布するとともに、講義前にテスト会議室を実施し、実際の操作について説明する予定です。設定や操作に不安のある場合はテスト会議室に参加してください。